

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
東京国際空港歩道橋付属EV塔屋新築実施設計修正業務 平成31年3月6日～平成31年3月29日	支出負担行為担当官 東京航空局長 鶴田 浩久 東京都千代田区九段南1-1-15	平成31年3月5日	(株)空間デザイン 大阪府吹田市垂水町3丁目29番地の2	本件は、設計時から変更になった施工条件に対応するための設計修正を行う業務である。設計時は杭工事等は大型重機を利用した施工が可能という条件のもと選定した工法により設計していた。しかし、工事発注をしたものの参加者が現れず工事着手時期が大幅に遅れることになり、その間、近接敷地における空中歩廊の公示が進み、来年度においては大型重機の利用が不可能となる。そのため、狭小敷地においても施工可能な工法を再検討し、合わせて設計図の修正を行う。本業務を当初設計者と異なる業者に発注した場合は、杭工法等の変更に伴い構造計算を含めて修正するため、基礎から上部構造についても構造計算プログラムへーから入力する必要があり、手戻りが発生する。また、修正範囲外の設計図についても修正箇所と緊密な関係にあり、当初設計者が責任を負うものであることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	3,866,762	3,520,800	91.05		

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
<p>東京国際空港SRA検査場新築実施設計 平成31年4月1日～平成32年1月31日</p>	<p>支出負担行為担当官 東京航空局長 鶴田 浩久 東京都千代田区九段南1-1-15</p>	<p>平成31年3月29日</p>	<p>(株)梓設計 東京都品川区東品川2丁目1番11号</p>	<p>本件は、東京国際空港において、国際線SRA検査の対象範囲が空港全域となるため、これに必要な国際線SRA検査対応ゲートを設置・更新するための設計業務であり、国際線増便に向けた機能強化関連整備の中で、旅客施設の整備及びエプロンの改良・拡張設備と一体として進める必要があり、平成31年度内の供用開始を目標としているが、設計業務に関し発注手続が2回にわたり不調となった。不調要因を聞き取りしたところ、主な要因として土木技術者が不足していること、従来の検査場と比べて設計業務に占める建築施設の割合が大きいことなどの意見があった。これら発注仕様の見直しを行い、再度一般競争の契約手続を行うことを検討したものの、再度の一般競争入札を実施すると契約までに更に3ヶ月の期間を要することとなる。設計の遅れに伴いゲートの設置工事も遅延すると、第2ターミナル拡張部分の供用が始まる2020年3月のサマーダイヤ開始時にSRA検査ゲートの設置が間に合わず、グランドハンドリングなどターミナルの運用に大きな支障が生じることとなる。さらに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催期間における多数の来訪者に対応するため、各検査場についても2020年7月までに新たなゲートを完成させSRA検査の効率化を図る必要がある。以上により、早期の設計着手が必要不可欠であることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。</p>	<p>39,193,200</p>	<p>38,880,000</p>	<p>99.20</p>		

公共調達に適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備考
新千歳空港外6空港WRU改修作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 鶴田 浩久 東京都千代田区九段南1-1-15	平成31年3月26日	明星電気株式会社 東京都江東区豊洲3-1-1	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	7,057,264	6,912,000	97.94		